

# 建設埼玉工事補償制度

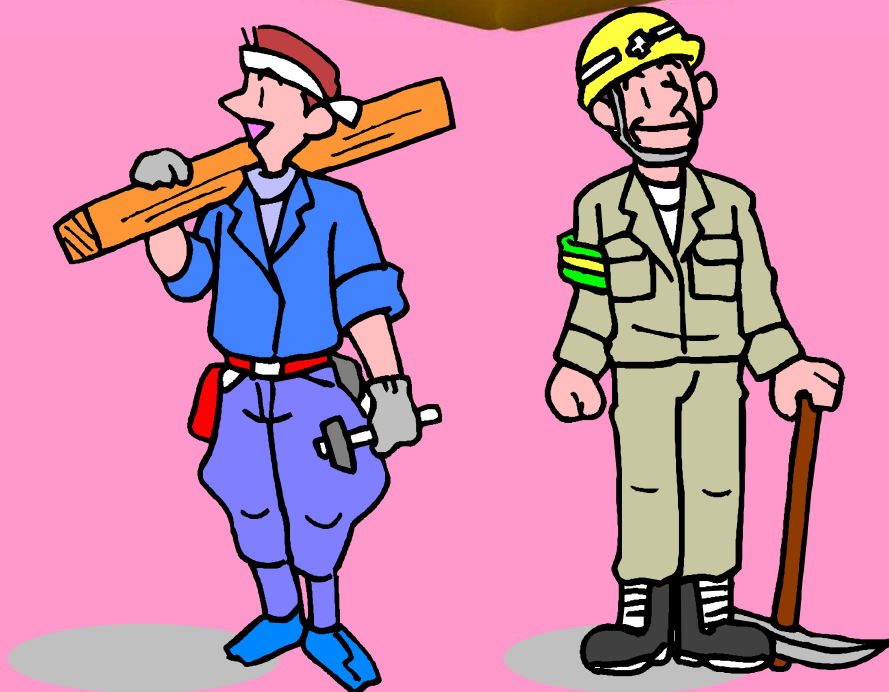
[建設工事保険]

建エワイド特約条項セット

この保険は建設埼玉組合員だけがご加入いただける専用商品です。  
団体制度による簡便な手続きで、様々な危険をカバーします。

期間中に行う  
全ての建築工事  
が対象！

団体制度の  
ため手続きが  
簡便！



# 工事補償制度

## 補償の内容

この保険は建設工事保険普通保険約款に建工ワイド特約条項等をセットして構成されます。各約款、特約の内容については、取扱代理店までお問い合わせください。

### 対象工事

#### 組合員が保険期間内に行う全ての建築工事(※)

※建築工事とはビル・工事建屋・住宅等の建物の建築(増築・改築・改装・修繕工事を含みます。)を主体とする工事をいい、建物付帯設備工事、内装・外装工事を含みます。

ただし、次に掲げる工事は対象から除外するものとします。

- ①保険金額が30億円を超える工事
- ②解体、撤去、分解または取片づけ工事のみを施工する工事
- ③鋼構造物を主体とする工事
- ④土木工事を主体とする工事
- ⑤日本国外で行われる工事

### お支払いする 保険金

#### ①損害保険金+②残存物取片づけ費用保険金+③臨時費用保険金

①損害の生じた保険の目的を元の状態に復旧するために必要な再築費や修理費から、控除額を差し引いた金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。

※急行貨物割増運賃、残業・休日勤務および夜間勤務による割増賃金(特別費用)も復旧費に含まれます。

※水災(高潮、洪水、内水はん濫、豪雨による土砂崩れまたは崖崩れ)による損害を補償します。

※雪災(自然変象に伴う寒気、霜、氷または雪)による損害を補償します。

※工事施工業者による運搬中に資材等に生じた損害を補償します。(他保険優先払、1事故100万円限度)

※保険目的の荷卸作業中の損害を補償します。

※保険の目的を工事以外の用途に使用した場合、その使用による火災、破裂または爆発によってその使用部分に生じた損害を補償します。

※工事用材料の調達単価については、請負金額のうち内訳書に関わらず、復旧時の市場価格を基礎にして算出します。ただし請負金額の内訳書に従った場合の120%を上限とします。

※事故復旧のために取り壊した壁などの工事目的物以外の復旧費用を、1事故300万円を限度として復旧費に算入します。

※発注者から支給された資材などは、工事請負金額の10%または20万円のいずれか大きい金額まで補償されます。

※他の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます)から保険金または共済金が支払われた場合、その額を差し引いた残額が支払われます。

②損害を受けた保険の目的の残存物を取り片づけるために必要な費用の実費をお支払いします。ただし、損害保険金に10%を乗じた額を限度とします。

③保険の目的が損害を受けたことによって臨時に生じる諸々の出費(損害の原因や波及範囲を究明するための費用、見舞金、手待ち費用、突貫工事のための割増費用など)にあてていただくために損害保険金に20%を乗じた金額をお支払いします。ただし、1回の事故について500万円を限度とします。

※水災危険、雪災危険については残存物取片づけ費用保険金と臨時費用保険金はお支払いの対象となりません。

### 保険金額

ご契約いただく際に、次のとおり保険金額をお決めください。

$$\text{保険金額 (消費税を含む)} = \text{請負金額} + \text{支給材料の金額} - \text{保険の目的に含まれない工事の金額}$$

#### ■ 請負金額

・直営工事のように、請負金額が定められない工事の場合には、請負金額に準じて工事を完成するために要する費用の合計とします。

・保険のご契約の時点で請負金額が確定していない場合には、工事を完成するために要する費用の合計とし、請負金額が確定次第、保険金額を調整していただきます。

・請負金額が出精値引されている場合には、値引き後の金額とします。この場合、損害の額は出精値引割合分を削減して算出されます。(値引前の見積金額に修正したものを保険金額とすることで出精値引割合分を削減せずに損害の額を算定することもできます。)

#### ■ 支給材料の金額

・発注者などから材料の支給があり、その金額が請負金額に含まれていない場合には、その金額を加算してください。

#### ■ 保険の目的に含まれない工事の金額

・解体、撤去、分解または取片づけ工事が含まれている場合には、その工事費を除外します。(これらの工事は、建設工事保険ではお引受けできません)

※保険契約者が下請負人である場合は、保険金額は下請負人が請け負う工事の請負金額とします。ただし、下請負人の請負金額が労務費等のみで占められている場合は、下請負人が請け負った範囲の工事にかかわる工事の目的物とその工事用材料などを支給材料として捉え、それらの価額を請負金額に加算し保険金額を設定することになりますので、特にご注意ください。

**控除額**  
(1回の事故につき)

火災・落雷・破裂・爆発――― 0円  
上記以外――― 10万円

**補償の対象  
となるもの**

工事現場にある次のものをいいます。

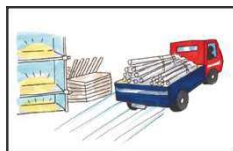
- ① 工事の目的物(工事の対象になっている建築中の建物)
  - ② 仮工事の目的物(支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工など)
  - ③ 工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備、保安設備
  - ④ 工所用仮設建物(現場事務所、宿舎、倉庫など)およびこれらに収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用品および非常用具にかぎります。)
  - ⑤ 工所用材料および工所用仮設材(木材、鉄骨、セメントなど)
- ※ 次のものは保険の目的に含まれておりませんので、この保険では保険金をお支払いできません。
- ・ 据付機械設備等の工所用仮設備および工所用機械・器具・工具、ならびにこれらの部品
  - ・ 航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
  - ・ 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらの類する物
  - ・ 従業員の私物

## 対象となる事故

火災・台風・作業ミスなど(自然災害・人為的災害)による損害、工事期間中に工事現場で偶然な事故により工事対象物などに生じた損害を幅広く補償します。



建築中の建物が火事になり全焼してしまった。



資材置場に保管中の鉄骨が夜間トラックにより持ち去られた。



現場事務所などの仮設建物が、暴風のため崩壊した。

### ●お支払いの対象となる場合●

「不測かつ突発的」な事故による損害に対して保険金をお支払いします。

【お支払いする具体例】

- ・ 火災・破裂・爆発・落雷による損害
- ・ 盗難による損害
- ・ 作業員または第三者の故意、過失または取扱上の拙劣によって生じた損害 [例]作業ミスによる吊り落としなど
- ・ 設計の欠陥に起因する事故によって生じた損害
- ・ 施工や工所用材料の欠陥に起因する事故によって生じた損害
- ・ 風災(台風、せん風、暴風など)・ひょう災による損害
- ・ 水災(高潮、こう水、内水氾濫(らん)、豪雨による土砂崩れまたは崖崩れ)による損害
- ・ 車両の衝突、航空機などの落下による損害 など

### ●お支払いの対象とならない主な損害●

- ・ 加入者・被保険者もしくはこれらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・ 風、雨、雪、ひょうもしくは砂じんの吹き込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害  
ただし、保険の目的または保険の目的を収容する建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が風災またはひょう災によって破損したために損害が生じた場合を除きます。
- ・ 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害
- ・ 残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- ・ 補償の対象物が工事以外の用途に使用された場合、その使用によってその部分に生じた損害(火災・破裂・爆発による損害を除きます。)
- ・ 工所用仮設材として使用される矢板、くい、H型鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際に生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- ・ 補償の目的の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化
- ・ 補償の目的の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
- ・ 保険の目的である土木工事について生じた次の損害または費用
  - 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用
  - 掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害
  - 湧水(土砂水を含みます)の止水または排出費用 など
- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似する事変または暴動(注:群集または多数の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- ・ 官公庁による差押え、徴発、没収または破壊。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合は適用しません。
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性による事故。またこれに想定した以外の放射線照射または放射能汚染。

など



# ご加入の方法等について

## 加入できる方

建設埼玉組合員 ※本契約は建設埼玉(埼玉県建設労働組合連合会)を契約者とする団体契約です。

## 保険期間と募集期間

○保険期間 : 2023年12月1日(午後4時)~2024年12月1日(午後4時)まで1年間

○募集期間 : ◇2023年度募集 → 2023年11月2日(木)締切

◇中途加入募集 → 毎月20日締切(郵便局振込)

\*満期日は2024年12月1日午後4時となります。

\*中途加入時の保険期間は裏面(保険料計算方法「中途加入月数早見表」)をご参照ください。

## ご加入方法について

### 1. 保険料の計算

直近会計年度の対象工事の年間完成工事高を、裏面の「保険料計算方法」に当てはめていただき、ご確認ください。

※確定申告書の写し・決算書・損益計算書・経営事項審査結果通知書等の書類の提出は必要ありませんが、事故発生時には確認を要します。

※申告内容が実際の年間完成工事高と相違する場合は保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

※万が一当年の年間完成工事高が増減した場合でも、保険料の確定に関する特約条項をセットしていますので、追加保険料・返還保険料はありません。

※新規事業等で請負業務の実績の把握ができない場合は加入方法が異なりますので別途ご相談ください。

### 2. 加入依頼書のご記入と保険料のお支払い(ご加入時における注意事項・告知義務等)

同封の「払込取扱票」(加入依頼書)の所定の箇所にご記入・ご捺印いただき、「1. 保険料の計算」で算出いただきました保険料を郵便局より締切日までにお振込みください。(振込手数料につきましてはご加入者負担となります。)

「払込取扱票」(加入依頼書)は建設埼玉本部または各地区本部にご送ります。

保険契約締結時に、損保ジャパンに重要な事項(※)を申し出いただく義務(告知義務)があります。

#### <告知事項>

##### ■加入依頼書等の記載事項すべて

保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(※)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

(※)加入依頼書の被保険者、保険の目的等の各欄に記載の事項および危険に関する重要な事項として損保ジャパンが提出を求めた工事関係資料等に記載の事項をいいます。

### 3. 次のような場合には事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください(ご加入後における注意事項・通知義務等)

○保険金額等ご契約内容を変更される場合

○この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約を締結される場合

○新規事業などで直近会計年度の対象工事の年間完成工事高がない場合

○重大事由による解除等

保険契約者、または被保険者が暴力団関係、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

ご連絡のないまま万一事故を起こされた場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

また、ご契約者の住所などを変更される場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまで遅滞なくご通知ください。

ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。

## その他ご注意いただきたいこと

※2023年12月1日の保険開始日に加入者が10名未満の場合、本制度は継続できません。

※この保険は事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込の撤回等)ができません。

※ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なったり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※ご契約者(加入者)以外の被保険者(保険の対象となる方、補償を受けられる方など)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいても有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

※次のような場合には事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

ご連絡のないまま万一事故が生じた場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

・住所を変更される場合 ・保険金額等ご契約内容を変更される場合

・この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約を締結される場合

※引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※ご加入いただく際は、加入依頼書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

## 保険料計算方法

①年間加入の場合 (締切日: 2023年11月2日 保険期間: 2023年12月1日午後4時~2024年12月1日午後4時)  
 年間完成工事高 年間保険料

$$\boxed{\text{千円}} \times 0.8 = \boxed{\text{円}}$$

百の位を四捨五入し千円単位に 一の位を四捨五入し10円単位に

## ②中途加入の場合

①の年間保険料

$$\boxed{\text{円}} \div 12 \times \text{加入月数} = \boxed{\text{円}}$$

(注) 中途加入保険料  
 1円単位四捨五入し10円単位に

(注) 締切日(毎月20日)までにご加入手続き(郵便局にてお振込み)をしていただきました場合は締切日の属する月の翌月1日からの加入となります。満期日は2024年12月1日となります(右記《中途加入月数早見表》参照)。

- 例)・2024年1月20日に加入手続きした場合の加入月数  
 2024年2月1日から2024年12月1日までの**10か月**
- ・2024年1月21日に加入手続きした場合の加入月数  
 2024年3月1日から2024年12月1日までの**9か月**

<計算例> 年間完成工事高 **3,152万円**、**2024年1月21日**に加入した場合

年間保険料: 31,520千円 × 0.8 ÷ 12 = 21,013.33... (10円単位)  
 加入月数: 9か月 (保険期間は2024年3月1日~2024年12月1日)  
 従って、中途加入保険料は  
 21,013.33... × 9 = 189,120.00... ≒ **18,910円** となります。

## 《中途加入月数早見表》

| 中途加入日(郵便振込日)               | 保険始期       | 加入月数 |
|----------------------------|------------|------|
| 2023年12月1日~<br>2023年12月20日 | 2024年1月1日  | 11か月 |
| 2023年12月21日~<br>2024年1月20日 | 2024年2月1日  | 10か月 |
| 2024年1月21日~<br>2024年2月20日  | 2024年3月1日  | 9か月  |
| 2024年2月21日~<br>2024年3月20日  | 2024年4月1日  | 8か月  |
| 2024年3月21日~<br>2024年4月20日  | 2024年5月1日  | 7か月  |
| 2024年4月21日~<br>2024年5月20日  | 2024年6月1日  | 6か月  |
| 2024年5月21日~<br>2024年6月20日  | 2024年7月1日  | 5か月  |
| 2024年6月21日~<br>2023年7月20日  | 2024年8月1日  | 4か月  |
| 2024年7月21日~<br>2024年8月20日  | 2024年9月1日  | 3か月  |
| 2024年8月21日~<br>2024年9月20日  | 2024年10月1日 | 2か月  |
| 2024年9月21日~<br>2024年10月20日 | 2024年11月1日 | 1か月  |

## 【払込取扱票記入例】

ご加入いただく際は、払込取扱票(加入依頼書欄)に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

| 払込取扱票                              |                | 払込金受領証                      |              |
|------------------------------------|----------------|-----------------------------|--------------|
| 00                                 | 口座番号<br>001001 | 金額<br>560107                | 金額<br>560107 |
| 建設埼玉建設工事保険受入                       |                | 建設埼玉建設工事保険受入                |              |
| 加入依頼書                              |                | 建設埼玉建設工事保険受入                |              |
| 建設埼玉中<br>建設埼玉工事補償制度に加入致します。        |                | 建設埼玉中<br>建設埼玉工事補償制度に加入致します。 |              |
| 所属地区本部<br>大宮 地区本部                  |                | 所属地区本部<br>大宮 地区本部           |              |
| 事業所名<br>損保工務店                      |                | 事業所名<br>損保工務店               |              |
| 代表者名<br>埼玉 太郎 (印)                  |                | 代表者名<br>埼玉 太郎 (印)           |              |
| 年保険料金額<br>31,520千円                 |                | 年保険料金額<br>31,520千円          |              |
| おとこ(振替番号) 330-0000                 |                | おとこ(振替番号) 330-0000          |              |
| ご依頼人<br>ふいほ市大宮区榎木町×-××-××<br>埼玉 太郎 |                | ご依頼人<br>埼玉 太郎 様             |              |
| 受付局日附印                             |                | 受付局日附印                      |              |

# 万一事故にあわれたら...

## 1. 事故の報告

- (1)この保険のお支払対象となる事故が発生した場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。  
事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の一部または全部をお支払できないことがありますので、ご注意ください。
- (2)保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものをご提出ください。

|   |  | 必要書類の例                                      |
|---|--|---|
| ① | 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類               | 保険金請求書、印鑑証明書、登記簿謄本、委任状、代理請求申告書 など           |
| ② | 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類              | 事故発生状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など    |
| ③ | 工事請負金額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧程度が確認できる書類 | 工事請負金額内訳書、修理見積、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃借契約書 など |
| ④ | 保険の目的であることが確認できる書類                     | 工事請負契約書、工事注文書 など                            |
| ⑤ | 公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類                | 同意書 など                                      |
| ⑥ | 質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類              | 承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など              |

(3)上記(2)の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容については、損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】 建設埼玉(埼玉県建設労働組合連合会)本部

〒331-0812 埼玉県さいたま市北区宮原町4-144-1  
TEL: 048-780-2000 FAX: 048-780-2020

#### 取扱(幹事)代理店: 株式会社 サイサンライフ

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5  
TEL: 048-645-5715 FAX: 048-649-6207  
【受付時間】平日午前9時~午後5時

#### 引受保険会社: 損害保険ジャパン株式会社

埼玉中央支店 法人支社  
〒330-0854 埼玉県さいたま市桜木町4-82-1  
TEL 048-648-6010 FAX 048-648-6011  
【受付時間】平日午前9時~午後5時

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。  
平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

#### 事故サポートセンター: 0120-727-110

【受付時間】平日: 午後5時~翌日午前9時  
土日祝日(12月31日~1月3日を含みます。)24時間

\* 上記受付時間以外は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

### ■保険会社との間で問題を解決できない場合

(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続き実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口: 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

〔ナビダイヤル〕0570-022808<通話料有料>

受付時間 平日: 午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご確認ください。

一般社団法人日本損害保険協会ホームページ <https://jwww.sonpo.or.jp/>

### ■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。